

令和6年度版

市 税 概 要

別 府 市



市章（大正13年4月1日制定）

市民憲章（昭和43年1月1日制定）

美しい町をつくりましょう
温泉を大切にしましょう
お客様をあたたかく迎えましょう

市花（昭和48年制定）

オオムラサキ(ツツジ科)

常緑低木。市内の街路や公園に多く植栽され、4月下旬から5月中旬の開花時期には赤紫色の大きな花を咲かせる。

市木（昭和57年制定）

キンモクセイ(モクセイ科)庭園緑化木

中国原産。秋には黄金色の小花を咲かせ芳香がある。別府の土壌に適しており、庭園などの緑化用として選定された。

クスノキ(クスノキ科)公共緑化木

樹形雄大で風格があり、樹齢も長く、別府を象徴する木としてふさわしい。公園などの緑化用として選定された。

目 次

1 別府市の概要

- (1) 位置と地勢 _____ 1
- (2) 人口・世帯数の推移 _____ 2

2 市の行政機構 _____ 3～4

3 財政概要

- (1) 令和6年度一般会計歳入歳出予算額（当初予算） _____ 5
- (2) 令和5年度一般会計決算額 _____ 6
- (3) 自主財源と依存財源の調（令和5年度 一般会計決算額） _____ 7
- (4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較 _____ 8
- (5) 年度別基準財政収入額調 _____ 9

4 税務機構等

- (1) 税務職員に関する調 _____ 10
- (2) 税務機構及び事務分掌 _____ 11～12
- (3) 令和6年度市税一覧表 _____ 13～14
- (4) 市税税率の変遷 _____ 15～23

5 市税の総括

- (1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合 _____ 24
- (2) 令和6年度市税当初予算額 _____ 25
- (3) 令和5年度市税決算額 _____ 26
- (4) 市税調定額及び収入額の状況（内訳） _____ 27～31
- (5) 市民の市税負担状況 _____ 32

6 市民税

- (1) 個人市民税 _____ 33～34
- (2) 法人市民税 _____ 35

7 市税の徴収経費	36
8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税	
(1) 納税義務者数	37
(2) 土 地	37～38
(3) 家 屋	39
(4) 償却資産	40
(5) 都市計画税	40
(6) 固定資産の概要	41～43
(7) 国有資産等所在市町村交付金	44
9 軽自動車税	45
10 市たばこ税	46
11 入湯税	47

1 別府市の概況

(1) 位置と地勢

別府市は、九州の北東部、瀬戸内海に接する大分県の東海岸のほぼ中央に位置し、南は野生のニホンザルで有名な高崎山をへだてて県都大分市と隣接、北は県北・国東テクノポリス地域としてハイテク関連企業が進出する国東半島の市や町と接し、西は阿蘇国立公園に属する由布岳、鶴見岳の連山を中心に南北に半円形に連なる鐘状火山(トロイデ)に囲まれその裾野がなだらかに波静かな別府湾に続く扇状地である。

市内には、古くから「別府八湯」と呼ばれる温泉群が点在し、2千8百を数える源泉から湧出する温泉は、毎分10万2千リットルにも及び、医療、浴用等々、市民生活はもとより観光、産業面にも幅広く利用されている。

市役所所在地	面積 (km ²)	位置		広ぼう	
		東 経	北 緯	東西	南北
別府市上野口町 1番15号	125.34	131° 29' 28"	33° 17' 05"	13km	14km

大分県下の状況(令和6年1月1日現在)

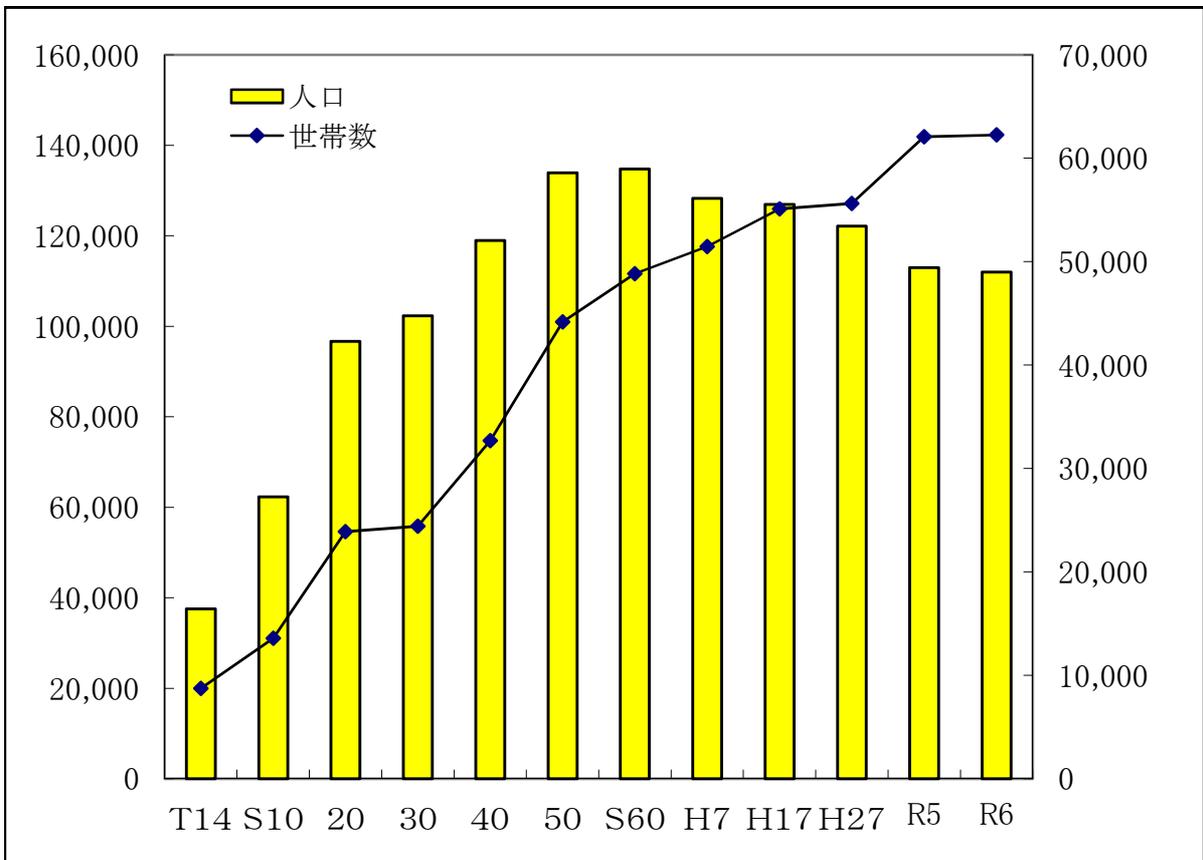
市町村数	14市3町1村
総面積	6,340.70km ²
市部	5,702.48km ²
郡部	638.22km ²

(2) 人口・世帯数の推移

年	人口	世帯数	年	人口	世帯数
T14	37,529	8,748	S60	134,775	48,844
S10	62,346	13,596	H7	128,255	51,453
20	96,685	23,903	H17	126,959	55,108
30	102,330	24,417	H27	122,138	55,624
40	118,938	32,709	R5	112,991	62,081
50	133,894	44,171	R6	112,010	62,260

*平成27年以前の人口・世帯数は、国勢調査による。

*令和5年以降の人口・世帯数は、3月31日現在の住民基本台帳登録による。



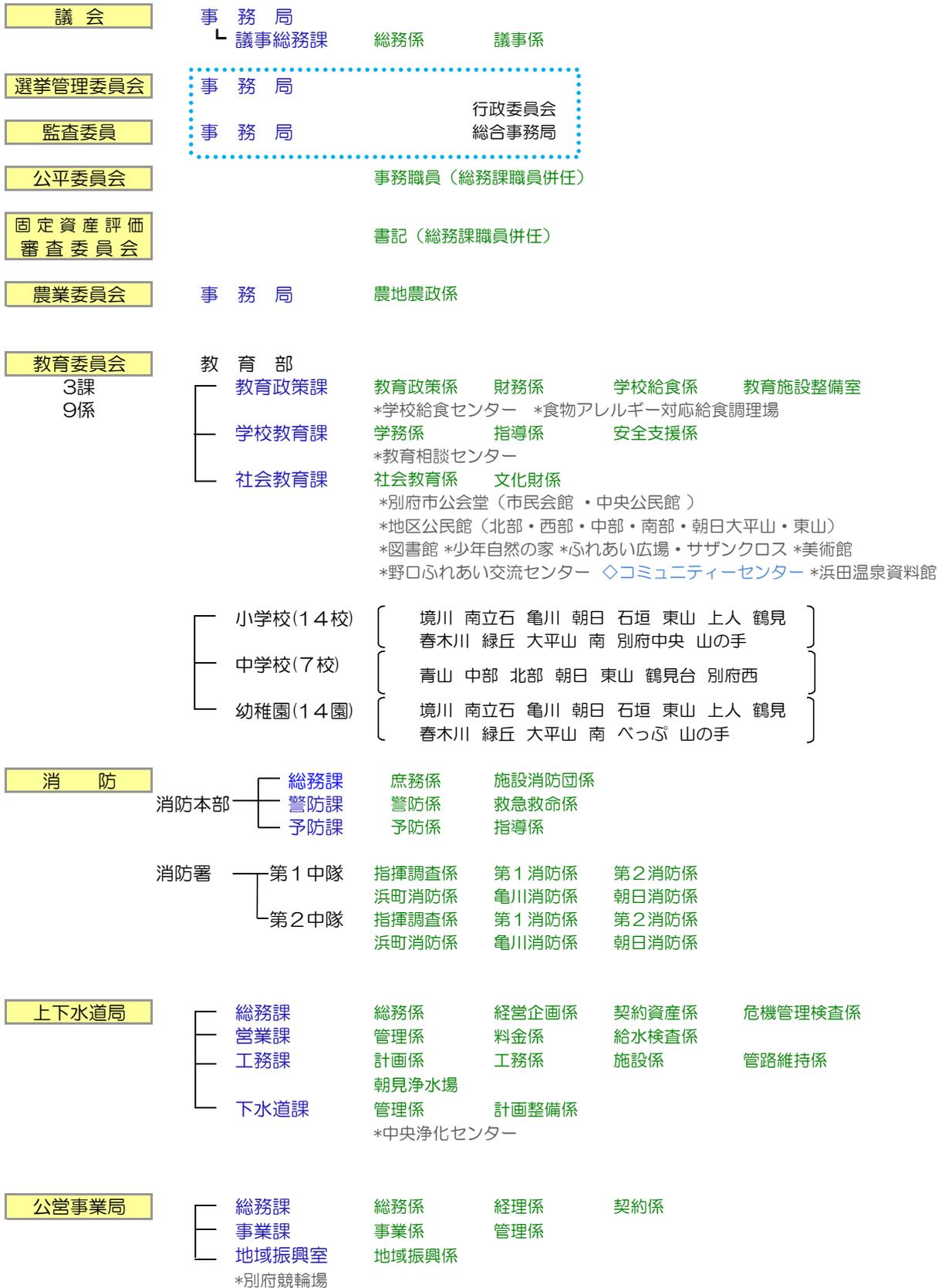
別府市行政組織図〔市長事務部局〕

令和6年4月1日



別府市行政組織図〔市長事務部局以外〕

令和6年4月1日



3 財政概要

(1) 令和6年度 一般会計歳入歳出予算額（当初予算）

(単位:千円, %)

歳 入		
科 目	予 算 額	構 成 比
市 税	14,652,280	23.8
地方譲与税	420,000	0.7
利子割交付金	5,000	0.0
配当割交付金	67,000	0.1
株式等譲渡所得割交付金	88,000	0.1
法人事業税交付金	237,000	0.4
地方消費税交付金	3,070,000	5.0
ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.1
環境性能割交付金	35,000	0.1
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	16,084	0.0
地方特例交付金	550,000	0.9
地方交付税	10,644,000	17.3
交通安全対策特別交付金	19,604	0.0
分担金及び負担金	217,003	0.4
使用料及び手数料	965,346	1.6
国庫支出金	13,995,202	22.8
県支出金	4,801,295	7.8
財産収入	334,745	0.5
寄付金	1,298,693	2.1
繰入金	3,799,286	6.2
繰越金	200,000	0.3
諸収入	1,275,362	2.1
市 債	4,728,100	7.7
歳入合計	61,450,000	100.0

(単位:千円, %)

歳 出		
科 目	予 算 額	構 成 比
議会費	355,819	0.6
総務費	7,528,764	12.2
民生費	28,579,514	46.5
衛生費	3,652,506	5.9
労働費	68,132	0.1
農林水産業費	437,713	0.7
商工費	477,285	0.8
観光費	1,724,462	2.8
土木費	4,920,106	8.0
消防費	1,887,273	3.1
教育費	8,172,351	13.3
災害復旧費	800	0.0
公債費	3,543,557	5.8
諸支出金	1,718	0.0
予備費	100,000	0.2
歳出合計	61,450,000	100.0

(3) 自主財源と依存財源の調 (令和5年度 一般会計決算額)

(単位:千円)

自主財源	
市 税	14,926,676
分担金及び負担金	217,355
使用料及び手数料	889,878
財産収入	451,293
寄附金	1,017,931
繰入金	3,341,182
繰越金	1,095,703
諸収入	1,735,041
計	23,675,059

依存財源	
地方譲与税	282,111
利子割交付金	3,951
配当割交付金	53,214
株式等譲渡所得割交付金	57,326
地方消費税交付金	2,855,087
ゴルフ場利用税交付金	30,197
環境性能割交付金	27,452
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	15,949
地方特例交付金	105,127
地方交付税	10,526,103
交通安全対策特別交付金	14,279
国庫支出金	16,512,207
県支出金	5,078,098
市 債	4,860,813
法人事業税交付金	221,822
自動車取得税交付金	1,355
計	40,645,091

歳入合計 64,320,150

自主財源比率 36.8%

依存財源比率 63.2%

(4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較

(単位:千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
基準財政需要額(A)	21,478,802	21,555,643	22,957,139	23,467,232	24,052,079
対前年度比(%)	104.3	100.4	106.5	102.2	102.5
基準財政収入額(B)	12,638,822	12,094,722	12,729,095	13,326,187	13,470,867
対前年度比(%)	106.5	95.7	105.3	104.7	101.1
交付基準額(A)－(B)	8,839,980	9,460,921	10,228,044	10,141,045	10,581,212
対前年度比(%)	101.4	107.0	108.1	99.2	104.3
指数(B)／(A)×100	58.8	56.1	55.5	56.8	56.0
対前年度比(%)	102.1	95.4	98.8	102.4	98.6

(5) 年度別 基準財政収入額調

(単位:千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
市 民 税	4,260,852	3,983,045	4,212,157	4,272,766	4,059,167
対前年度比(%)	98.7	93.5	105.8	101.4	95.0
固定資産税	4,573,369	4,476,212	4,693,029	4,884,553	4,929,354
対前年度比(%)	105.2	97.9	104.8	104.1	100.9
軽自動車税	227,848	230,894	239,659	246,058	252,068
対前年度比(%)	102.7	101.3	103.8	102.7	102.4
軽自動車税環境性能割	5,978	4,508	10,835	11,257	17,092
対前年度比(%)	301.6	75.4	240.4	103.9	151.8
市たばこ税	631,806	595,981	608,068	648,378	646,525
対前年度比(%)	98.6	94.3	102.0	106.6	99.7
利子割交付金	14,418	12,259	11,579	5,511	3,696
対前年度比(%)	79.7	85.0	94.5	47.6	67.1
配当割交付金	26,438	23,989	29,834	40,573	37,636
対前年度比(%)	90.4	90.7	124.4	136.0	92.8
株式等譲渡所得割交付金	14,696	26,657	39,488	29,688	41,490
対前年度比(%)	51.1	181.4	148.1	75.2	139.8
法人事業税交付金	51,506	82,048	146,353	160,581	172,858
対前年度比(%)	—	159.3	178.4	109.7	107.6
地方消費税交付金	2,412,046	2,362,347	2,382,457	2,640,311	2,563,636
対前年度比(%)	130.5	97.9	100.9	110.8	97.1
ゴルフ場利用税交付金	20,852	21,139	20,909	21,408	21,792
対前年度比(%)	98.8	101.4	98.9	102.4	101.8
自動車取得税交付金	—	—	—	—	—
対前年度比(%)	—	—	—	—	—
環境性能割交付金	13,187	13,400	15,761	8,396	23,710
対前年度比(%)	231.9	101.6	117.6	53.3	282.4
地方揮発油譲与税	69,893	67,173	67,207	64,249	63,946
対前年度比(%)	96.4	96.1	100.1	95.6	99.5
自動車重量譲与税	191,191	188,890	190,790	191,715	201,348
対前年度比(%)	102.9	98.8	101.0	100.5	105.0
森林環境譲与税	14,214	14,033	17,846	16,877	20,113
対前年度比(%)	212.5	98.7	127.2	94.6	119.2
市町村交付金及び市町村納付金	14,014	14,270	13,940	17,574	16,736
対前年度比(%)	99.6	101.8	97.7	126.1	95.2
交通安全対策特別交付金	21,572	20,520	20,493	18,999	16,906
対前年度比(%)	90.6	95.1	99.9	92.7	89.0
東日本大震災に係る特例加算額	178	202	122	97	0
対前年度比(%)	98.3	113.5	60.4	79.5	0.0
地方特例交付金等	74,098	71,964	79,396	78,344	398,845
対前年度比(%)	112.7	97.1	110.3	98.7	509.1
低工法等による控除額	—	△ 114,809	△ 70,828	△ 37,065	△ 16,051
対前年度比(%)	—	—	61.7	52.3	43.3
総 計	12,638,156	12,094,722	12,729,095	13,320,270	13,470,867
対前年度比(%)	106.5	95.7	105.3	104.6	101.1

4 税務機構等

(1) 税務職員に関する調

ア 職員数

(令和6.4.1現在)

部	課	係	課長	参事	補佐	係長	主査	主任	主事	事務員	計	
総務部	市民税課		1								1	
		税制係			1		3	1			5	
		普通徴収係			1		5	2		1	9	
		特別徴収係			1		3				4	
		計	1	0	3	0	11	3	0	1	19	
	資産税課		1									1
		土地係			1		5					6
		家屋償却係			1		3	2		1	7	
		計	1	0	2	0	8	2	0	1	14	
	債権管理課		1									1
		管理係			1	1	2				1	5
		収税係			1		2				9	12
		整理係			1		1	1				3
		計	1	0	3	1	5	1	0	10	21	
	合計			3	0	8	1	24	6	0	12	54

(2) 税務機構及び事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
総 務 部	市 民 税 課	税 制 係	1 市税(国民健康保険税を除く。)の総合調整及び調査研究に関すること。 2 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定及び脱税検査並びに犯則取締りに関すること。 3 市税の諸証明に関すること。
		普 通 徴 収 係	1 市県民税普通徴収分の賦課及び調定に関すること。 2 市県民税普通徴収分の賦課に関する審査請求及び犯則取締りに関すること。 3 その他市県民税普通徴収分に関すること。
		特 別 徴 収 係	1 市県民税特別徴収分の賦課及び調定に関すること。 2 市県民税特別徴収分の賦課に関する審査請求及び犯則取締りに関すること。 3 その他市県民税特別徴収分に関すること。
	資 産 税 課	土 地 係	1 固定資産税土地分の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。 2 土地課税台帳、土地補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。 3 その他土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に関すること。 4 固定資産税等の諸証明等に関すること。 5 土地に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。
		家 屋 償 却 係	1 固定資産税家屋・償却資産分の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。 2 家屋・償却資産課税台帳、家屋・償却資産補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。 3 その他家屋・償却資産に係る固定資産税、都市計画税に関すること。 4 家屋・償却資産に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。 5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

部	課	係	事 務 分 掌
総 務 部	債 権 管 理	管 理 係	1 債権管理事務の総合的な企画に関すること。 2 督促状の発付に関すること。 3 過誤納金の還付又は充当に関すること。 4 市税及び県民税の窓口収納に関すること。
		債 権 管 理	1 市税及び県民税の滞納の徴収に関すること。 2 市税及び県民税の滞納処分に関すること。 3 徴収猶予に関すること。 4 徴収嘱託及び受託に関すること。
		理 整 係	1 債権管理業務の連絡調整(私債権を含む)及び環境整備に関すること。 2 財産差押処分に関すること。 3 差押財産の保管及び公売に関すること。 4 交付要求及び繰上徴収に関すること。 5 滞納処分の停止及び欠損処分に関すること。 6 換価の猶予に関すること。

(3) 令和6年度市税一覧表②

税目	概要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率			申告期限	納期
					電気自動車	自家用	営業		
軽自動車税 (環境性能割) *2019年10月1日から	新車・中古車を問わず、50万円を超える軽自動車の取得価格に対して	軽自動車の取得者	軽自動車の取得時(購入時)	ガソリン車・ハイブリッド車	★★★★かつ令和2年度燃費基準116%以上達成	非課税	非課税	* 当分の間、軽自動車の取得時に県が賦課徴収等を行う	
					★★★★かつ令和2年度燃費基準102%達成	1.0%	0.5%		
					★★★★かつ令和2年度燃費基準87%達成	2.0%	1.0%		
					上記以外の軽自動車		2.0%		
市たばこ税	売り渡した製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者		1,000本につき6,552円			毎月の販売につき翌月の月末までに申告納付		
入湯税 *平成31年4月1日より超過課税を実施	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客		入湯客1人1日につき、宿泊料金又は飲食料金が			翌月末日	申告期限と同一	
				◎1,500円以上2,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 25円)	50円				
				◎2,001円以上4,500円以下のもの (7泊8日以上滞在者 50円)	100円				
				◎4,501円以上6,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 75円)	150円				
				◎6,001円以上50,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 125円)	250円				
				◎50,001円以上のもの (7泊8日以上滞在者 250円)	500円				
				◎娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円				
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	当該固定資産の所有者	1月1日	・税率	$\frac{0.25}{100}$			固定資産税の納期と同一	
交付金	交付金 国、地方公共団体の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体	前年 3月31日	算定標準額の	$\frac{1.4}{100}$			・交付金 毎年6月30日	

平成21	平成22
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	(平成22年10月1日より) 1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品は、1,000本につき2,190円
同	同
同	同
同	同

平成25	平成26
同	市民税 3,500円 県民税 2,000円(大分県森林環境税500円を含む)
同	同
同	同
同	14.7%/(事業開始年度がH26.10.1以後の法人より)12.1%
同	同
同	同
同	同
同	同
(平成25年4月1日より) 1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品は、1,000本につき2,495円	同
同	同
同	同
同	同

平成27	平成28																																																	
同	同																																																	
同	同																																																	
同	同																																																	
同	同																																																	
同	同																																																	
同	<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">原動機付自転車</td> <td>* 50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>* 90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>* 125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>* ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>☆ 二輪</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>☆ 三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>◇ 農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇ その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>□</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両</th> <th>②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両</th> <th>③新規検査から13年経過した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	原動機付自転車	* 50cc以下	2,000円	* 90cc以下	2,000円	* 125cc以下	2,400円	* ミニカー	3,700円	☆ 二輪	3,600円	軽自動車	☆ 三輪	3,100円	☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	自家用	7,200円	☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	自家用	4,000円	小型特殊自動車	◇ 農耕作業用	2,400円		◇ その他のもの	5,900円	二輪の小型自動車	□	6,000円	①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両	3,100円	3,900円	4,600円	5,500円	6,900円	8,200円	7,200円	10,800円	12,900円	3,000円	3,800円	4,500円	4,000円	5,000円	6,000円
原動機付自転車	* 50cc以下		2,000円																																															
	* 90cc以下		2,000円																																															
	* 125cc以下		2,400円																																															
	* ミニカー		3,700円																																															
	☆ 二輪	3,600円																																																
軽自動車	☆ 三輪	3,100円																																																
	☆ 四輪乗用 営業用	5,500円																																																
	自家用	7,200円																																																
	☆ 四輪貨物 営業用	3,000円																																																
	自家用	4,000円																																																
	小型特殊自動車	◇ 農耕作業用	2,400円																																															
	◇ その他のもの	5,900円																																																
二輪の小型自動車	□	6,000円																																																
①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両																																																
3,100円	3,900円	4,600円																																																
5,500円	6,900円	8,200円																																																
7,200円	10,800円	12,900円																																																
3,000円	3,800円	4,500円																																																
4,000円	5,000円	6,000円																																																
同	同																																																	
同	同 (ただし、旧三級品は、1,000本につき2,925円)																																																	
同	同																																																	
同	同																																																	
同	同																																																	

令和元年	令和2年
同	同
同	同
同	同
12.1%/(事業開始年度がR1.10.1以後の法人より)8.4%	同
同	同
同	同
令和元年10月1日以後の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価格が50万円を超えるもの)に対して課税される	同
同 (ただし、旧三級品は、令和元年10月1日以降は1,000本につき5,692円)	同 (ただし、令和2年10月1日以降は1,000本につき6,122円)
同	同
宿泊料金又は飲食料金が ◇1,500円以上2,000円以下のもの 50円 ◇2,001円以上4,500円以下のもの 100円 ◇4,501円以上6,000円以下のもの 150円 ◇6,001円以上50,000円以下のもの 250円 ◇50,001円以上のもの 500円 ◇娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの 40円	同
同	同

令和3年	令和4年
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同 (ただし、令和3年10月1日以降は 1,000本につき6,552円)	1,000本につき6,552円
同	同
同	同
同	同

5 市税の総括

(1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合

(単位:%)

区 分		年 度				
		R1	R2	R3	R4	R5
市 税	市 民 税	(39.6%) 11.1	(39.7%) 7.9	(39.7%) 8.7	(37.8%) 8.9	(37.0%) 8.6
	固定資産税	(41.8%) 11.8	(43.2%) 8.7	(42.4%) 9.2	(43.4%) 10.3	(43.7%) 10.2
	特別土地保有税	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0
	市たばこ税	(5.8%) 1.6	(5.6%) 1.1	(6.0%) 1.3	(6.0%) 1.4	(5.9%) 1.4
	入 湯 税	(3.3%) 0.9	(1.6%) 0.3	(1.9%) 0.4	(2.9%) 0.7	(3.6%) 0.8
	都市計画税	(7.4%) 2.1	(7.7%) 1.5	(7.6%) 1.7	(7.6%) 1.8	(7.5%) 1.7
	その他の税 (軽自動車税のみ)	(2.1%) 0.6	(2.2%) 0.5	(2.4%) 0.5	(2.3%) 0.5	(2.3%) 0.5
	計	(100.0%) 28.1	(100.0%) 20.0	(100.0%) 21.8	(100.0%) 23.6	(100.0%) 23.2
その他の収入		71.9	80.0	78.2	76.4	76.8
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 令和6年度市税当初予算額

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 市民税	5,281,493	5,584,303	-302,810
個人	4,508,574	4,884,339	-375,765
現年課税分	4,475,096	4,838,797	-363,701
滞納繰越分	33,478	45,542	-12,064
法人	772,919	699,964	72,955
現年課税分	770,570	689,632	80,938
滞納繰越分	2,349	10,332	-7,983
2 固定資産税	6,465,819	6,474,209	-8,390
純固定資産	6,443,505	6,450,777	-7,272
現年課税分	6,400,202	6,390,483	9,719
土地	1,784,768	1,779,487	5,281
家屋	3,650,404	3,717,900	-67,496
償却資産	965,030	893,096	71,934
滞納繰越分	43,303	60,294	-16,991
交付金	22,314	23,432	-1,118
3 軽自動車税	360,316	346,075	14,241
環境性能割	15,384	16,591	-1,207
種別割	344,932	329,484	15,448
現年課税分	343,114	327,041	16,073
滞納繰越分	1,818	2,443	-625
4 市たばこ税	876,364	841,114	35,250
現年課税分	876,364	841,114	35,250
5 鉱産税	1	1	0
6 特別土地保有税	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0
7 入湯税	567,615	402,761	164,854
現年課税分	566,996	402,010	164,986
滞納繰越分	619	751	-132
8 都市計画税	1,100,672	1,121,108	-20,436
現年課税分	1,093,168	1,110,242	-17,074
滞納繰越分	7,504	10,866	-3,362
合 計	14,652,280	14,769,571	-117,291

(3) 令和5年度市税決算額

(単位:千円)

目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額
1 市民税	5,666,523	5,528,905	21,428	182	116,372
個人	4,993,048	4,877,801	20,180	182	95,249
現年課税分	4,873,986	4,840,248	326	182	33,594
滞納繰越分	119,062	37,553	19,854	0	61,655
法人	673,475	651,104	1,248	0	21,123
現年課税分	651,402	649,342	0	0	2,060
滞納繰越分	22,073	1,762	1,248	0	19,063
2 固定資産	6,643,420	6,523,426	20,465	297	99,826
純固定資産	6,619,988	6,499,994	20,465	297	99,826
現年課税分	6,501,229	6,466,176	1,847	297	33,503
土地	1,790,258	1,780,606	509	82	9,225
家屋	3,752,025	3,731,795	1,066	171	19,335
償却資産	958,946	953,775	272	44	4,943
滞納繰越分	118,759	33,818	18,618	0	66,323
交付金	23,432	23,432	0	0	0
3 軽自動車税	355,002	347,585	1,116	8	6,309
種別割	337,402	329,985	1,116	8	6,309
現年課税分	330,625	328,310	56	8	2,267
滞納繰越分	6,777	1,675	1,060	0	4,042
環境性能割	17,600	17,600	0	0	0
4 市たばこ税	873,209	873,209	0	0	0
現年課税分	873,209	873,209	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
5 鉱産税	—	—	—	—	—
6 特別土地保有税	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
7 入湯税	536,786	535,312	1,043	0	431
現年課税分	535,313	535,312	0	0	1
滞納繰越分	1,473	0	1,043	0	430
8 都市計画税	1,138,883	1,118,239	3,521	51	17,174
現年課税分	1,118,452	1,112,421	318	51	5,764
滞納繰越分	20,431	5,818	3,203	0	11,410
合計	15,213,823	14,926,676	47,573	538	240,112

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R1			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,855,907	4,787,387	98.6	0.9
		均等割	184,003	181,406	98.6	0.6
		所得割	4,671,904	4,605,981	98.6	0.9
		滞納繰越分	196,164	64,816	33.0	-9.3
		計	5,052,071	4,852,203	96.0	0.8
	法 人	現年課税分	779,855	773,364	99.2	-2.7
		均等割	295,818	293,355	99.2	3.0
		税割	484,037	480,009	99.2	-5.8
		滞納繰越分	17,760	2,881	16.2	-52.0
		計	797,615	776,245	97.3	-3.0
合 計			5,849,686	5,628,448	96.2	0.2
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,918,611	5,828,322	98.5	4.1
		土地	1,798,634	1,771,195	98.5	0.3
		家屋	3,363,547	3,312,235	98.5	2.6
		償却資産	756,430	744,892	98.5	22.8
		滞納繰越分	300,491	100,098	33.3	23.3
	計	6,219,102	5,928,420	95.3	4.3	
	交 付 金	18,769	18,769	100.0	0.7	
合 計			6,237,871	5,947,189	95.3	4.3
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	294,266	288,892	98.2	3.1
		滞納繰越分	13,066	4,478	34.3	-13.3
		計	307,332	293,370	95.5	2.8
	環 境 性 能 割	2,453	2,453	100.0	-	
合 計			309,785	295,823	-	-
市たばこ税	現年課税分	833,263	833,263	100.0	-0.9	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	833,263	833,263	100.0	-0.9	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	469,432	464,383	98.9	46.0	
	滞納繰越分	1,338	627	46.9	-75.0	
	計	470,770	465,010	98.8	45.0	
都市計画税	現年課税分	1,046,287	1,030,326	98.5	1.5	
	滞納繰越分	53,121	17,695	33.3	20.3	
	計	1,099,408	1,048,021	95.3	1.7	
合 計	現年課税分	14,218,843	14,027,159	98.7	3.1	
	滞納繰越分	581,940	190,595	32.8	5.3	
	計	14,800,783	14,217,754	96.1	3.1	

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R2			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,833,214	4,780,240	98.9	-0.1
		均等割	185,056	183,027	98.9	0.9
		所得割	4,648,158	4,597,213	98.9	-0.2
		滞納繰越分	173,935	64,152	36.9	-1.0
		計	5,007,149	4,844,392	96.7	-0.2
	法 人	現年課税分	637,567	624,769	98.0	-19.2
		均等割	281,466	275,816	98.0	-6.0
		税割	356,101	348,953	98.0	-27.3
		滞納繰越分	18,579	5,501	29.6	90.9
		計	656,146	630,270	96.1	-18.8
合 計			5,663,295	5,474,662	96.7	-2.7
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,035,888	5,838,357	96.7	0.2
		土地	1,801,165	1,742,219	96.7	-1.6
		家屋	3,478,350	3,364,517	96.7	1.6
		償却資産	756,373	731,621	96.7	-1.8
		滞納繰越分	265,444	102,287	38.5	2.2
	計	6,301,332	5,940,644	94.3	0.2	
	交 付 金	18,685	18,685	100.0	-0.4	
合 計			6,320,017	5,959,329	94.3	0.2
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	302,821	299,310	98.8	3.6
		滞納繰越分	12,155	4,812	39.6	7.5
		計	314,976	304,122	96.6	3.7
	環 境 性 能 割	6,708	6,708	100.0	173.5	
合 計			321,684	310,830	-	-
市たばこ税	現年課税分	766,026	766,026	100.0	-8.1	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	766,026	766,026	100.0	-8.1	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	222,079	219,385	98.8	-52.8	
	滞納繰越分	5,761	3,864	67.1	516.3	
	計	227,840	223,249	98.0	-52.0	
都市計画税	現年課税分	1,075,484	1,040,288	96.7	1.0	
	滞納繰越分	47,297	18,225	38.5	3.0	
	計	1,122,781	1,058,513	94.3	1.0	
合 計	現年課税分	13,898,472	13,593,768	97.8	-3.1	
	滞納繰越分	523,171	198,841	38.0	4.3	
	計	14,421,643	13,792,609	95.6	-3.0	

(単位:千円,%)

税 目			R3			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,744,193	4,692,191	98.9	-1.8
		均等割	182,327	180,328	98.9	-1.5
		所得割	4,561,866	4,511,863	98.9	-1.9
		滞納繰越分	154,860	52,556	33.9	-18.1
		計	4,899,053	4,744,747	96.9	-2.1
	法 人	現年課税分	663,956	646,279	97.3	3.4
		均等割	292,561	284,771	97.3	3.2
		税割	371,395	361,508	97.3	3.6
		滞納繰越分	25,339	12,995	51.3	136.2
		計	689,295	659,274	95.6	4.6
合 計			5,588,348	5,404,021	96.7	-1.3
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,616,962	5,564,175	99.1	-4.7
		土地	1,787,721	1,770,920	99.1	1.6
		家屋	3,140,372	3,110,859	99.1	-7.5
		償却資産	688,869	682,396	99.1	-6.7
		滞納繰越分	344,634	177,905	51.6	73.9
	計	5,961,596	5,742,080	96.3	-3.3	
	交 付 金	19,027	19,027	100.0	1.8	
合 計			5,980,623	5,761,107	96.3	-3.3
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	311,375	308,733	99.2	3.1
		滞納繰越分	9,585	3,489	36.4	-27.5
		計	320,960	312,222	97.3	2.7
	環 境 性 能 割	9,539	9,539	100.0	42.2	
合 計			330,499	321,761	-	-
市たばこ税	現年課税分	815,838	815,838	100.0	6.5	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	815,838	815,838	100.0	6.5	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	257,495	257,413	100.0	17.3	
	滞納繰越分	4,590	1,981	43.2	-48.7	
	計	262,085	259,394	99.0	16.2	
都市計画税	現年課税分	1,012,130	1,002,617	99.1	-3.6	
	滞納繰越分	62,100	32,057	51.6	75.9	
	計	1,074,230	1,034,674	96.3	-2.3	
合 計	現年課税分	13,450,515	13,315,812	99.0	-2.0	
	滞納繰越分	601,108	280,983	46.7	41.3	
	計	14,051,623	13,596,795	96.8	-1.4	

(単位:千円,%)

税 目			R4				
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率	
市 民 税	個 人	現年課税分	4,800,349	4,762,766	99.2	1.5	
		均等割	182,025	180,600	99.2	0.2	
		所得割	4,618,324	4,582,166	99.2	1.6	
		滞納繰越分	142,851	45,186	31.6	-14.0	
		計	4,943,200	4,807,952	97.3	1.3	
	法 人	現年課税分	674,313	671,845	99.6	4.0	
		均等割	303,844	302,731	99.6	6.3	
		税割	370,469	369,114	99.6	2.1	
		滞納繰越分	23,208	3,174	13.7	-75.6	
		計	697,521	675,019	96.8	2.4	
	合 計			5,640,721	5,482,971	97.2	1.5
	固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,249,095	6,203,025	99.3	11.5
			土地	1,792,988	1,779,769	99.3	0.5
家屋			3,547,922	3,521,765	99.3	13.2	
償却資産			908,185	901,491	99.3	32.1	
滞納繰越分			171,309	84,981	49.6	-52.2	
計		6,420,404	6,288,006	97.9	9.5		
交 付 金		18,586	18,586	100.0	-2.3		
合 計			6,438,990	6,306,592	97.9	9.5	
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	321,834	319,331	99.2	3.4	
		滞納繰越分	7,692	2,405	31.3	-31.1	
		計	329,526	321,736	97.6	3.0	
	環 境 性 能 割	15,909	15,909	100.0	66.8		
合 計			345,435	337,645	97.7	4.9	
市たばこ税	現年課税分	877,138	877,138	100.0	7.5		
	滞納繰越分	0	0	-	-		
	計	877,138	877,138	100.0	7.5		
鉦 産 税			-	-	-	-	
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-		
	滞納繰越分	0	0	-	-		
	計	0	0	-	-		
入湯税	現年課税分	426,290	426,240	100.0	65.6		
	滞納繰越分	2,600	676	26.0	-65.9		
	計	428,890	426,916	99.5	64.6		
都市計画税	現年課税分	1,090,186	1,082,149	99.3	7.9		
	滞納繰越分	29,886	14,826	49.6	-53.8		
	計	1,120,072	1,096,975	97.9	6.0		
合 計	現年課税分	14,473,700	14,376,989	99.3	8.0		
	滞納繰越分	377,546	151,248	40.1	-46.2		
	計	14,851,246	14,528,237	97.8	6.9		

(単位:千円,%)

税 目			R5				
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率	
市 民 税	個 人	現年課税分	4,873,986	4,840,248	99.3	1.6	
		均等割	182,916	181,650	99.3	0.6	
		所得割	4,691,070	4,658,598	99.3	1.7	
		滞納繰越分	119,062	37,553	31.5	-16.9	
		計	4,993,048	4,877,801	97.7	1.5	
	法 人	現年課税分	651,402	649,342	99.7	-3.3	
		均等割	297,839	296,897	99.7	-1.9	
		税割	353,563	352,445	99.7	-4.5	
		滞納繰越分	22,073	1,762	8.0	-44.5	
		計	673,475	651,104	96.7	-3.5	
	合 計		5,666,523	5,528,905	97.6	0.8	
	固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,501,229	6,466,176	99.5	4.2
			土地	1,790,258	1,780,606	99.5	0.0
家屋			3,752,025	3,731,795	99.5	6.0	
償却資産			958,946	953,775	99.5	5.8	
滞納繰越分			118,759	33,818	28.5	-60.2	
計		6,619,988	6,499,994	98.2	3.4		
交 付 金		23,432	23,432	100.0	26.1		
合 計		6,643,420	6,523,426	98.2	3.4		
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	330,625	328,310	99.3	2.8	
		滞納繰越分	6,777	1,675	24.7	-30.4	
		計	337,402	329,985	97.8	2.6	
	環 境 性 能 割		17,600	17,600	100.0	10.6	
合 計		355,002	347,585	97.9	2.9		
市たばこ税	現年課税分	873,209	873,209	100.0	-0.4		
	滞納繰越分	0	0	-	-		
	計	873,209	873,209	100.0	-0.4		
鉦 産 税		-	-	-	-		
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-		
	滞納繰越分	0	0	-	-		
	計	0	0	-	-		
入湯税	現年課税分	535,313	535,312	100.0	25.6		
	滞納繰越分	1,473	0	0.0	-100.0		
	計	536,786	535,312	99.7	25.4		
都市計画税	現年課税分	1,118,452	1,112,421	99.5	2.8		
	滞納繰越分	20,431	5,818	28.5	-60.8		
	計	1,138,883	1,118,239	98.2	1.9		
合 計	現年課税分	14,925,248	14,846,050	99.5	3.3		
	滞納繰越分	288,575	80,626	27.9	-46.7		
	計	15,213,823	14,926,676	98.1	2.7		

(5) 市民の市税負担状況

(令和5年度決算による)

区 分	調 定 額 A (千円)	一人当り負担額 A/112,010人 (円)	一世帯当り負担額 A/62,260世帯 (円)
市 民 税	5,525,388	49,330	88,747
個 人	4,873,986	43,514	78,284
法 人	651,402	5,816	10,463
固定資産税	6,524,661	58,251	104,797
軽自動車税	348,225	3,109	5,593
市たばこ税	873,209	7,796	14,025
特別土地保有税	0	0	0
入 湯 税	535,313	4,779	8,598
都市計画税	1,118,452	9,985	17,964
計	14,925,248	133,250	239,724

※調定額は、現年課税分のみ。

※人口及び世帯数は、令和6年3月31日現在の住民基本台帳登録人口による。

6 市民税

(1) 個人市民税

ア 納税義務者数及び市民税額

(単位:人,千円)

区 分	納税義務者数	市 民 税 額		
		均等割額	所得割額	計
均等割のみを納める者	8,094	24,282		24,282
均等割と所得割を納める者	44,565	133,695	4,400,240	4,533,935
計	52,659	157,977	4,400,240	4,558,217

(令和6年度課税状況調による)

イ 所得割額の所得種類別構成比

(単位:人,%,千円)

区 分 所得種類別	人 員		総所得金額		所得割額	
		構成比		構成比		構成比
給 与	36,629	82.2	116,076,712	84.9	3,632,011	82.6
営 業	1,535	3.5	6,208,866	4.5	230,254	5.2
農 業	9	0.0	25,678	0.0	847	0.0
そ の 他	5,891	13.2	12,246,913	9.0	320,903	7.3
分 離	501	1.1	2,126,656	1.6	215,553	4.9
計	44,565	100.0	136,684,825	100.0	4,399,568	100.0

(令和6年度課税状況調による)

ウ 課税標準段階別調

(令和6年度課税状況調による)

課税標準段階	給与所得者				営業所得者				農業所得者				その他の所得者				分離課税所得者				計			
	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比	人員			構成比
	納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計	
10万円以下の金額	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	129	0	129	25.7	129	0	129	0.3
10万円を超え 100万円以下の金額	12,045	294	12,339	33.7	558	14	572	37.3	5	0	5	55.6	4,018	28	4,046	68.7	96	1	97	19.3	16,722	337	17,059	38.3
100万円を超え 200万円以下の金額	11,826	1,040	12,866	35.1	384	31	415	27.0	1	0	1	11.1	1,199	15	1,214	20.6	79	6	85	17.0	13,489	1,092	14,581	32.7
200万円を超え 300万円以下の金額	5,199	790	5,989	16.4	192	28	220	14.3	0	0	0	0.0	304	9	313	5.3	55	5	60	12.0	5,750	832	6,582	14.8
300万円を超え 400万円以下の金額	2,722	193	2,915	8.0	104	6	110	7.2	2	0	2	22.2	116	1	117	2.0	34	2	36	7.2	2,978	202	3,180	7.1
400万円を超え 550万円以下の金額	1,248	2	1,250	3.4	76	0	76	4.9	1	0	1	11.1	90	0	90	1.5	33	0	33	6.6	1,448	2	1,450	3.3
550万円を超え 700万円以下の金額	364	0	364	1.0	45	0	45	2.9	0	0	0	0.0	34	0	34	0.6	12	0	12	2.4	455	0	455	1.0
700万円を超え 1,000万円以下の金額	407	0	407	1.1	43	0	43	2.8	0	0	0	0.0	41	0	41	0.7	20	0	20	4.0	511	0	511	1.1
1,000万円を超える金額 2,000万円以下の金額	372	0	372	1.0	30	0	30	2.0	0	0	0	0.0	25	0	25	0.4	14	0	14	2.8	441	0	441	1.0
2,000万円を超える金額 5,000万円以下の金額	107	0	107	0.3	18	0	18	1.2	0	0	0	0.0	10	0	10	0.2	13	0	13	2.6	148	0	148	0.3
5,000万円を超える金額 1億円以下の金額	17	0	17	0.0	5	0	5	0.3	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	2	0	2	0.4	24	0	24	0.1
1億円を超える金額	3	0	3	0.0	1	0	1	0.1	0	0	0	0.0	1	0	1	0.0	0	0	0	0.0	5	0	5	0.0
計	34,310	2,319	36,629	100.0	1,456	79	1,535	100.0	9	0	9	100.0	5,838	53	5,891	100.0	487	14	501	100.0	42,100	2,465	44,565	100.0

(2) 法人市民税

ランク別法人数調

(課税状況調による)

区分		年度		R2	R3	R4	R5	R6
		資本金等	従業員数	法人数	法人数	法人数	法人数	法人数
50億円を 超える	50人を 超える			10	10	10	12	10
10億円を超え 50億円以下	50人を 超える			9	8	9	7	7
10億円を 超える	50人以下			143	136	134	134	136
1億円を超え 10億円以下	50人を 超える			12	13	16	15	14
	50人以下			110	111	111	117	118
1千万円を超え 1億円以下	50人を 超える			35	31	34	32	30
	50人以下			414	410	418	410	414
1千万円以下	50人を 超える			32	34	36	34	32
上記以外の法人				2,859	2,909	2,984	3,035	3,148
合 計				3,624	3,662	3,752	3,796	3,909

7 市税の徴収経費

(単位:千円)

区 分		令和5年度	
税収入	(1)市税	14,926,676	
	(2)個人の県民税	3,233,290	
	(3)合計	18,159,966	
市 税 の 徴 収 に 要 す る 経 費	人件費	(4)基本給	200,106
		(5)諸手当	109,304
		(イ)超過勤務手当	11,306
		(ロ)税務特別手当	1,274
		(ハ)その他の手当	96,724
		(6)その他	92,895
		(7)小計	402,305
	需要費	(8)旅費	1,571
		(9)その他	232,065
		(10)小計	233,636
	報償金 及び これに 類する 経費	(11)納期前納付の 報償金	0
		(12)納税貯蓄組合 補助金	0
		(13)納税奨励金	0
		(14)その他	0
		(15)小計	0
	その他	(16)その他	9,314
		(17)合計	645,255
県民税 徴収 取扱費	(18)納税義務者数 を基準にした金額	156,267	
	(19)報償金の額に 相当する金額	0	
	(20)合計	156,267	
	(21) (17) - (20)	488,988	
税収入額に 対する徴収 費割合	(22) (17) / (3) %	3.6	
	(23) (21) / (1) %	3.3	
徴税職員数	職員(人)	51	

(令和6年度課税状況調による)

8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

(1) 納税義務者(令和6年度概要調書による免税点以上のもの)

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
固定資産税	31,083	34,798	1,483	67,364
都市計画税	30,568	34,350	—	64,918

(2) 土地

ア 調定の状況(令和6年度概要調書による免税点以上のもの)

(単位:千円)

区 分	地 積(m ²)	筆 数	調定標準額
田	3,274,810	5,174	2,293,808
畑	1,571,862	2,924	1,420,555
宅 地	11,199,147	73,984	102,315,730
鉱泉地	8,951	2,439	1,928,762
池 沼	13,055	171	6,099
山 林	11,758,080	7,867	645,934
牧 場	602,473	3	16,953
原 野	4,559,716	1,233	55,192
雑種地	3,727,554	7,149	19,654,632
計	36,715,648	100,944	128,337,665

算 出 税 額	1,794,690
減 免 額	2,581
調 定 額	1,792,109

イ 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和6年度概要調書による)

区分 地区別		地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
					平均価格 (円/㎡) (ロ/イ)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	50,668	2,837,472	1,427,970	56,001	95,346
	高度商業地区	21,418	1,717,823	1,023,316	80,205	96,355
	普通商業地区	1,066,982	44,238,923	22,190,622	41,462	72,770
	計	1,139,068	48,794,218	24,641,908	42,837	96,355
住宅地区	併用住宅地区	1,350,919	41,057,217	17,150,767	30,392	62,236
	高級住宅地区	399,780	15,080,061	4,698,327	37,721	51,861
	普通住宅地区	7,858,092	199,528,654	54,240,835	25,391	57,446
	計	9,608,791	255,665,932	76,089,929	26,608	62,236
工業地区	大工業地区	—	—	—	—	—
	中小工業地区	63,895	1,164,216	786,150	18,221	23,426
	家内工業地区	—	—	—	—	—
	計	63,895	1,164,216	786,150	18,221	23,426
村落	集団地区	—	—	—	—	—
	村落地区	311,378	479,071	200,887	1,539	6,224
	計	311,378	479,071	200,887	1,539	6,224
観光地区		76,015	906,028	596,856	11,919	18,050
合計		11,199,147	307,009,465	102,315,730	27,414	96,355

(3) 家屋

ア 調定の状況(令和6年度当初調定)

(単位:千円)

決定価格(R6概調)		固 定 資 産 税				
木 造	70,780,093	税 額	減 免	新築軽減	課税免除	調定額
木 造 以 外	210,793,720					
計	281,573,813	3,927,960	3,770	117,177	18,544	3,788,469

イ 家屋の増減状況(令和5年度中)(令和6年度概要調書による)

区 分		棟 数	床面積(㎡)	決定価格(千円)	㎡当り価格(円)
増	木 造	340	36,550	3,049,544	83,435
	木 造 以 外	71	45,057	5,809,868	128,945
	計	411	81,607	8,859,412	108,562
減	木 造	367	33,816	298,161	8,817
	木 造 以 外	103	42,230	1,359,802	32,200
	計	470	76,046	1,657,963	21,802
差引額	木 造	△ 27	2,734	2,751,383	—
	木 造 以 外	△ 32	2,827	4,450,066	—
	計	△ 59	5,561	7,201,449	—

ウ 新築住宅等附則第15条の6関係に対する減額状況(令和6年度概要調書による)

区 分	件 数	減 税 額(千円)
附則第15条の6第1項に該当	897	45,619
附則第15条の6第2項に該当	986	47,333
計	1,883	92,952

(4) 償却資産

ア 調定の状況(令和6年度概要調書)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	調 定 額
市 長 決 定 分	52,390,534	
総務大臣決定分	17,678,772	
県知事決定分	1,726,829	
計	71,796,135	1,003,994

(5) 都市計画税

ア 調定の状況(令和6年度5月末)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	基 本 税 額	減 免 額	調 定 額
土 地	171,403,536	429,404	643	428,761
家 屋	278,068,514	696,624	678	695,946
計	449,472,050	1,126,028	1,321	1,124,707

(6) 固定資産の概要

ア 令和6年度土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当り価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価総筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ロ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)	
田	一般田	49,041	2,574,747	252,528	2,322,219	187,686	18,970	168,716	168,716	170	3,683	483	3,200	73	122
	介在田・市外田	16,935	958,287	5,696	952,591	5,782,040	17,551	5,764,489	2,125,092	67	2,040	66	1,974	6,034	34,090
畑	一般畑	15,727	1,237,544	158,629	1,078,915	41,549	5,860	35,689	35,689	52	1,820	365	1,455	34	113
	介在畑・市外畑	73,367	499,596	6,649	492,947	3,633,703	22,111	3,611,592	1,384,866	36	1,550	81	1,469	7,273	34,790
宅地	小規模住宅用地		6,680,329	131,989	6,548,340	182,916,978	1,612,163	181,304,815	30,210,507		46,537	2,052	44,485	27,381	93,567
	一般住宅用地		1,712,586	24,917	1,687,669	38,229,238	53,750	38,175,488	12,720,838		18,962	373	18,589	22,323	63,000
	商業地等(非住宅用地)		2,968,977	5,839	2,963,138	87,562,834	33,672	87,529,162	59,384,385		11,123	213	10,910	29,493	96,355
	計	1,487,651	11,361,892	162,745	11,199,147	308,709,050	1,699,585	307,009,465	102,315,730	2,077	76,622	2,638	73,984	27,171	96,355
塩田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱泉地	5,067	9,019	68	8,951	1,932,386	3,624	1,928,762	1,928,762	207	2,458	19	2,439	214,257	2,513,665	
池沼	6,181	18,499	5,444	13,055	7,190	1,091	6,099	6,099	11	274	103	171	389	2,036	
山林	一般山林	1,985,210	13,548,656	1,924,610	11,624,046	312,026	37,776	274,250	274,250	680	9,922	2,433	7,489	23	109
	介在山林	18,213	135,584	1,550	134,034	538,362	3,023	535,339	371,684	81	394	16	378	3,971	14,648
牧場	—	602,473	0	602,473	16,953	—	16,953	16,953	—	3	0	3	28	28	
原野	9,672,382	5,267,129	707,413	4,559,716	61,595	6,403	55,192	55,192	406	1,716	483	1,233	12	70	
雑種地	ゴルフ場の用地	1,390,451	1,149,840	0	1,149,840	1,009,611	—	1,009,611	706,728	47	51	0	51	878	904
	遊園地等の用地	—	285,006	0	285,006	328,539	—	328,539	229,934	—	72	0	72	1,153	2,094
	鉄軌道単体	97	143,912	0	143,912	952,778	0	952,778	666,438	2	445	0	445	6,621	21,000
	鉄軌道複合利用	—	21,674	2,075	19,599	582,582	163	582,419	407,693	—	43	10	33	26,879	45,209
	その他の雑種地	899,963	2,149,227	20,030	2,129,197	25,743,353	52,819	25,690,534	17,643,839	1,894	6,994	446	6,548	11,978	91,148
計	2,290,511	3,749,659	22,105	3,727,554	28,616,863	52,982	28,563,881	19,654,632	1,943	7,605	456	7,149	7,632	91,148	
その他	69,756,630								28,725						
合計	85,376,915	39,963,085	3,247,437	36,715,648	349,839,403	1,868,976	347,970,427	128,337,665	34,455	108,087	7,143	100,944	8,754		

イ 令和6年度家屋に関する概要調書

区 分		法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	1,785	29,980	31,765
	木造以外	68	13,814	13,882
	計	1,853	43,794	45,647
床面積 (㎡)	木 造	79,863	3,206,876	3,286,739
	木造以外	1,800	4,225,142	4,226,942
	計	81,663	7,432,018	7,513,681
決定価格(千円)	木 造	148,137	70,780,093	70,928,230
	木造以外	7,397	210,793,720	210,801,117
	計	155,534	281,573,813	281,729,347
単位当り価格(円)	木 造	1,855	22,071	21,580
	木造以外	4,109	49,890	49,871
	平均価格	1,905	37,887	37,496

ウ 令和6年度償却資産に関する概要調書

納税義務者に関する調

区 分	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	計
納 税 義 務 者	2,247	1,483	3,730

償却資産の価格等に関する調

種 類	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3または法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ)(千円)	(イ)以外のもの (ロ)(千円)	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	22,046,332	21,983,440	62,794	21,920,646
	機 械 及 び 装 置	20,115,590	19,909,652	125,691	19,783,961
	船 舶	23,491	23,491	—	23,491
	航 空 機	0	0	—	0
	車 両 及 び 運 搬 具	95,430	95,430		95,430
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	10,398,232	10,378,521	8,750	10,369,771
	小 計 (ハ)	52,679,075	52,390,534	197,235	52,193,299
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	24,434,439	17,678,772		
	県知事が価格等を決定し配分したもの	2,100,410	1,726,829		
	小 計 (ニ)	26,534,849	19,405,601		
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの (ホ)	—	—			
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	79,213,924	71,796,135			
同上内訳	市 分 の 額		71,796,135		

(7) 国有資産等所在市町村交付金

ア 調定の状況

区 分	台帳価格(千円)	算定標準額(千円)	交付金(円)	団体数
交 付 金	4,253,096	1,593,907	22,314,300	5

イ 交付金の状況(令和6年度概要調書による)

区 分			国有資産		公有資産		交付金額計 (円)
			標準額 (千円)	交付金額 (円)	標準額 (千円)	交付金額 (円)	
貸 付 金 額	住 宅	1/6 適用	120,119	1,681,600	182,986	2,561,800	4,243,400
		1/3 適用	0	0	0	0	0
		2/5 適用	337,875	4,730,200	424,569	5,943,900	10,674,100
	住 宅 以 外		50,836	711,600	62,192	870,700	1,582,300
	小 計		508,830	7,123,400	669,747	9,376,400	16,499,800
空港の用に供する固定資産 住宅に係るもの(2/5適用)			—	—	—	—	—
国有林野に係る土地			263,991	3,695,800	—	—	3,695,800
発電所の用に供する固定資産 (地方公営企業に係るもの)			—	—	151,339	2,118,700	2,118,700
計			772,821	10,819,200	821,086	11,495,100	22,314,300

9 軽自動車税

車種別台数及び調定額(毎年度当初、減免台数含む。)

(単位:台,千円)

車種		年度		R3	R4	R5	R6	対前年 増減率	
		台数	税額						
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	台数		6,075	5,799	5,526	5,347	-3.2	
		税額		12,216	11,678	11,130	10,760	-3.3	
	50cc以下 (電気)	台数		31	50	47	72	53.2	
		税額		88	131	131	204	55.7	
	90cc以下	台数		286	282	278	276	-0.7	
		税額		572	564	556	552	-0.7	
	125cc以下	台数		1,225	1,280	1,374	1,432	4.2	
		税額		2,940	3,072	3,298	3,437	4.2	
	小計	台数		7,617	7,411	7,225	7,127	-1.4	
		税額		15,816	15,445	15,115	14,953	-1.1	
軽 自 動 車 ・ 小 型 特 殊 自 動 車	軽二輪	台数		1,353	1,398	1,421	1,455	2.4	
		税額		4,871	5,033	5,116	5,238	2.4	
	軽三輪	台数		2	2	3	3	0.0	
		税額		8	8	11	11	0.0	
	四輪乗用	自家用	台数		27,251	27,299	27,431	27,619	0.7
			税額		263,636	273,214	281,114	288,654	2.7
		(電気)自家用	台数		9	8	74	119	60.8
			税額		65	58	231	904	291.3
		営業用	台数		2	2	5	9	80.0
			税額		12	12	34	63	85.3
	四輪貨物	自家用	台数		5,205	5,272	5,332	5,367	0.7
			税額		26,149	26,848	27,428	27,866	1.6
		営業用	台数		162	180	202	191	-5.4
			税額		605	674	752	734	-2.4
	農耕用	台数		61	60	60	66	10.0	
		税額		146	144	144	158	9.7	
その他のもの		台数		53	51	49	49	0.0	
		税額		313	301	289	289	0.0	
小計	台数		34,098	34,272	34,577	34,878	0.9		
	税額		295,805	306,292	315,119	323,917	2.8		
二輪の小型自動車	台数		1,164	1,233	1,242	1,288	3.7		
	税額		6,984	7,398	7,452	7,728	3.7		
合 計	台数		42,879	42,916	43,044	43,293	0.6		
	税額		318,605	329,135	337,686	346,598	2.6		

10 市たばこ税

年度別販売本数・調定状況

(単位:本,円)

年 度		摘 要	販 売 本 数			税 額
			旧三級品以外の たばこ	旧三級品	合 計	合 計
R1	販売本数	144,153,945	3,164,160	147,318,105	833,194,269	
	前年増減率	-3.6	-51.5	-5.6	-0.5	
R2	販売本数	130,312,392	0	130,312,392	763,267,793	
	前年増減率	-9.6	-100.0	-11.5	-8.4	
R3	販売本数	129,288,556	0	129,288,556	813,169,560	
	前年増減率	-0.8	-	-0.8	6.5	
R4	販売本数	133,873,285	0	133,873,285	877,137,733	
	前年増減率	3.5	-	3.5	7.9	
R5	販売本数	133,273,708	0	133,273,708	873,209,303	
	前年増減率	-0.4	-	-0.4	-0.4	

※税率 旧三級品以外のたばこ 5,262円/1,000本(H25.4.1~H30.9.30)
5,692円/1,000本(H30.10.1~R2.9.30)
6,122円/1,000本(R2.10.1~)
6,552円/1,000本(R3.10.1~)

旧三級品のたばこ 2,495円/1,000本(H25.4.1~H28.3.31)
2,925円/1,000本(H28.4.1~H29.3.31)
3,355円/1,000本(H29.4.1~H30.3.31)
4,000円/1,000本(H30.4.1~R1.9.30)
5,692円/1,000本(R1.10.1~R2.9.30)
6,122円/1,000本(R2.10.1~)
6,552円/1,000本(R3.10.1~)

11 入 湯 税

ア 年度別調定徴収状況

(単位:人,千円,件)

区分 年度	入湯客数 (当該年度分のみ)	調定額		収入額		特別徴収 義務者数
		現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	
R3	1,137,425	257,495	4,590	257,413	1,981	144
R4	1,838,917	426,290	2,600	426,240	676	143
R5	2,294,292	535,313	1,473	535,312	0	144

イ 入湯税の使途

(単位:千円)

区分	環境衛生施設の 整備	鉱泉源の保護 管理施設の整備	観光の振興・ 観光施設の整備	消防施設等の整備	別府市観光みらい創造基 金積立金(超過課税分)	計
R3	17,583	40,000	57,988	49,000	94,822	259,393
R4	18,880	62,874	174,271	29,241	141,650	426,916
R5	32,464	48,877	222,642	31,281	200,048	535,312

ウ 課税免除対象人員調

(単位:人)

区分 年度	年齢12歳未満の者	修学旅行を目的とする 高等学校以下の団体等
R3	132,762	15,622
R4	206,895	17,633
R5	206,499	9,915